

建設水道常任委員会記録

令和元年 第2回定例会	
1 日 時	令和元年6月19日(水) 午前10時00分 開会 午前10時14分 閉会
2 場 所	特別会議室
3 出席委員	島田 一 衛 委員長 津久井 健 吉 副委員長 阿部 秀 実 委員 大 貫 毅 委員 関 口 正 一 委員 大 島 久 幸 委員
4 欠席委員	なし
5 委員外出席者	なし
6 説明員	別紙のとおり
7 事務局職員	石 塚 局長 金 子 書記
8 会議の概要	別紙のとおり

建設水道常任委員会 説明員

部局	職名	氏名	人数
都市建設部	都市建設部長	茂 呂 久 雄	13名
	建設監理課長	藤 野 元 宏	
	建設監理課監理係長	倉 持 貴 子	
	都市計画課長	黒 川 勝 弘	
	土木課長	福 田 哲 也	
	土木課長補佐兼公園・区画整理係長	上 田 悦 久	
	新鹿沼駅西土地区画整理事務所長	上 澤 均	
	新鹿沼駅西土地区画整理事務所長補佐兼事業係長	手 塚 寿 彦	
	維持課長	渡 辺 孝 和	
	維持課道路維持係長	直 井 誠 司	
	建築課長	佐 藤 文 彦	
	建築指導課長	大 橋 悟	
	建築指導課建築指導係長	高 久 和 隆	
水道部	水道部長	坂 入 弘 泰	8名
	水道業務課長	神 家 満 薫	
	水道業務課総務係長	鈴 木 隆 志	
	水道業務課料金係長	竹 澤 弘 美	
	水道施設課長	小 磯 栄 一	
	水道施設課長補佐兼施設係長	福 田 光 広	
	水道施設課水源係長	亀 山 努	
	水道施設課給水係長	鈴 木 久 夫	
合計			21名

建設水道常任委員会 審査事項

- 1 議案第39号 専決処分事項の承認について（平成30年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号））
- 2 議案第47号 鹿沼市手数料条例の一部改正について

令和元年第2回定例会 建設水道常任委員会概要

○島田委員長 それでは、ただいまから建設水道常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

それでは、早速審査を行います。

はじめに、議案第39号 専決処分事項の承認について（平成30年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号））のうち、関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。藤野建設監理課長。

○藤野建設監理課長 おはようございます。建設監理課長の藤野です。よろしくお願いいたします。

議案第39号 専決処分事項の承認について（平成30年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号））中、都市建設部所管のものについて、ご説明をいたします。

まず、歳入についてご説明をいたします。

「平成30年度補正予算に関する説明書」の7ページをお開きください。

下から2番目の14款2項4目 土木費国庫補助金の右側説明欄、「道路長寿命化対策事業費国庫補助金」につきましては、茂呂地内の市道0017号線舗装改修事業の額の確定により、5,000万円を減額補正したものであります。

次に、11ページをお開きください。

一番下の21款1項4目 土木債 右側説明欄の「道路長寿命化対策事業債」550万円の減額につきましては、富岡地内の市道0008号線ほか9路線の舗装改修事業費の確定による減額補正でございます。

次の、「橋りょう長寿命化対策事業債」の250万円の減額につきましては、日光奈良部町地内の市道0003号線黒川橋下り線橋梁補修事業費の確定により減額補正したものでございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

21ページをお開きください。

上から2番目の8款2項3目 道路維持費、右側説明欄の「道路長寿命化対策事業費」1億円の減額につきましては、茂呂地内の市道0017号線舗装改修事業の額の確定により工事請負費を減額補正したものであります。

次に、4項2目 土地区画整理事業費、右側説明欄の「新鹿沼駅西土地区画整理事業費」4,960万円の減額につきましては、額の確定により、委託料並びに補償、補填及び賠償金をそれぞれ減額補正したものでございます。

以上で、「平成30年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）」中、都市建設部所管のものについての説明を終わります。

○島田委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑のある方は、順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 ただいま説明がありました8ページの市道 0017 号線の件、それからその後の説明も同じ市道 0017 号線でしたが、具体的にどの場所のどこからどこなのかというのを、もう一度教えていただきたいということと、歳出では1億円の減額ということですが、これは減額で、まずはその道路について教えてください。

○島田委員長 執行部の説明をお願いいたします。渡辺維持課長。

○渡辺維持課長 維持課長の渡辺です。

市道 0017 号線の具体的にどこの場所かというご質問だと思いますけれども、これは茂呂地内でございます。

目印となりますのが、東北道のアンダーの手前側といいますか、西茂呂地内から東北道のアンダーに向かいます、4車線道路になってございますけれども、市街地側から東北道に向かって、右手に三菱ふそうという会社がございます。

それからさらに行きまして、交差点がありまして、トヨタ部品、そこからさらに進みますとホンダが出てきますけれども、この4車線道路のうち、南側の2車線につきまして、平成29年度から舗装改修を進めております。

平成29・30年と2カ年で東北道のアンダーから手前側に舗装改修を進めているわけですが、それをさらに今申し上げた区間について、舗装改修をしたいということで行っているところでございます。

以上です。

○島田委員長 いいですか。はい、阿部委員、お願いいたします。

○阿部委員 ありがとうございます。

この道路は、その先は水没事故があったところということで、道路の整備というのは、いろんな人からも声があったところだと思うので、それはすごくいいことなのですが、1億円の減額をしているのだったら、素人的な判断ですが、例えばあそこは、その横に付随するのは工専道路がありますけれども、そういったところの整備とかに、何か適用するようなことはできないのかなと思ったのですけれども、一応確認の意味でお聞きしたいと思います。

○島田委員長 執行部の説明をお願いいたします。渡辺維持課長。

○渡辺維持課長 この減額補正につきましては、国に対しまして、この市道 0017 号線の舗装改修を1億9,000万円で要望しておりました。

それで結果として、国から認められた額が9,000万円ということになってしまいました。

ちょっと残念な結果ではあったのですが、だからといって、その1億円を他の道路整備に使うことはできません。

今回、維持課におきましては、道路の老朽化対策、これはもう現在待ったなしの状況で

ざいます。

特に、市道 0017 号線は、水没の対策はもう既に済んでおりますけれども、舗装の裏面状態が相当劣化しておりますして、大型車等の重交通も相当あるということで、1 日も早く舗装改修を進めたいというふうなことで考えております。

今後とも、国の補助金・交付金、これを積極的に獲得していきながら、老朽化対策のほうを進めていければというふうに思っております。

今回、ちょっと残念な結果ではあるのですが、これに懲りずに、積極的にチャレンジしていきたいというふうに考えております。

以上で答弁を終わります。

○島田委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございました。

続いて、その次の 4,960 万円の減額というところでは、主に移転補償の賠償金のようなのですが、これは終わらなかったということですか。それとも、これで間に合ったということなのでしょうか。

○島田委員長 執行部の説明をお願いいたします。上澤新鹿沼駅西土地地区画整理事務所長、お願いいたします。

○上澤新鹿沼駅西土地地区画整理事務所長 新鹿沼駅西土地地区画整理事務所長の上澤です。

補償費の減額についてということで、これにつきましては、当初予定しておりました 14 件の移転補償費のうち、4 件について、次年度対応としたことによるものであります。

その理由としましては、基本的には理解を得ていながら、権利者との協議におきまして次年度にしたというものが 3 件、それともう 1 件につきましては、基本的な理解が得られていないがために、次年度対応としたものでございます。

以上で説明を終わります。

○島田委員長 はい、阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございました。以上です。

○島田委員長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。はい。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 39 号中関係予算については、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○島田委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 39 号中関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 47 号 鹿沼市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。大橋建築指導課長。

○大橋建築指導課長 建築指導課長の大橋です。よろしく申し上げます。

議案第 47 号 鹿沼市手数料条例の一部改正について説明します。

新旧対照表の 23 ページをお開きください。

今回の改正は、平成 30 年 6 月 27 日に公布、公布後 1 年以内に施行されます「建築基準法の一部を改正する法律」に伴い、条項ずれの改正及び新たに追加された許可、認定の申請手数料を新設するものです。

今回の改正に伴い、新たに新設する主な許可ですが、1 つ目は、新旧対照表では 25 ページ、右側一番下の 13 の部、用途地域の特例許可を受けた建築物の増築等の許可について、特定行政庁が支障がないと認めるものについては、意見の聴取会及び建築審査会の同意を経ずに許可することができる。

2 つ目は、新旧対照表の 26 ページ、右側の 14 の部、用途地域の特例許可が必要な建築物のうち、日常生活に必要な建築物（コンビニ等）で、騒音又は振動等の住居の環境の悪化を防止するための措置が講じられている建築物の建築等の許可について、特定行政庁が支障がないと認めるものについては、建築審査会の同意を経ずに許可することができることとなりました。

その他、新旧対照表のとおり、「建築基準法の一部を改正する法律」に伴う条項ずれの改正を行います。

手数料の額につきましては、栃木県を含む県内の特定行政庁において、許可及び認定審査内容が同じであり、県内統一の価格設定が望ましいとされていることから、栃木県の手数料にならい同額といたします。

今回の手数料の改正は、「建築基準法の一部を改正する法律」の施行の日について、規則で定めた日より適用したいと考えております。

以上で説明を終わります。

○島田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。ありませんか。

（「ない」と言う者あり）

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 47 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○島田委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 47 号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、建設水道常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

（閉会 午前 10 時 14 分）